

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十二号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………二
- 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第百二十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………三
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年分)……………三
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年分第八回)……………五
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成三十年分第八回)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(令和元年分第五回)……………七

公 告

- 優良映画等の推奨……………
- ………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………八
- 国土調査の成果の認証(四件)……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催(二件)……………(環境局総務部環境政策課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇

告 示

●東京都告示第千三百八十二号

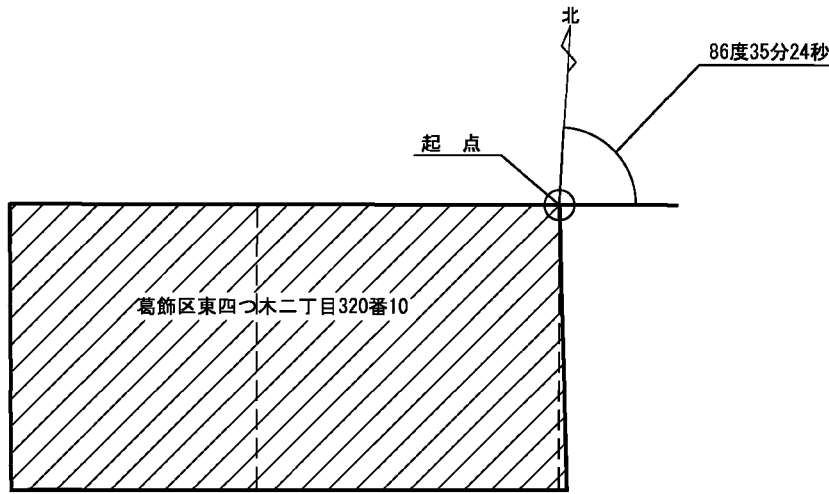
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月十六日

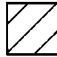


東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東四つ木二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  筆境界
-  単位区画

【格子の回転角度（86度35分24秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、葛飾区東四つ木二丁目320番10の最北端とする。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に
 ついて、もり愛後援会から訂正の報告があったので、同法
 第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の
 要旨（平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十
 二号）の一部を次のように訂正する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

もり愛後援会（平成18年11月10日届出）の部1収
 入総額の項中「665,000」を「1,165,000」に、「250,000」
 を「750,000」に改め、同部2支出総額の項中「665,000」
 を「1,165,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
 「250,000」を「750,000」に改め、同部4寄附の内訳（年
 間5万円を超えるもの）の項中

「東京未来の会」	250,000	品川区	」を
「東京未来の会」	250,000	品川区	」に
民主党東京都第4区総支部	500,000	大田区	」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に
 ついて、もり愛後援会から訂正の報告があったので、同法
 第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の
 要旨（平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八

号)の一部を次のように訂正する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

より愛後援会の部3本年収入の内訳の項中

「個人からの寄附 1,338,727」を

「個人からの寄附 1,088,727

政治団体からの寄附 250,000」に

改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「乾 愛 1,338,727 大田区 」を

「乾 愛 1,088,727 大田区

(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所

円 在 地) に

東京都医師政治連盟蒲田 100,000 大田区

支部 大田区

東京都医師政治連盟大森 100,000 大田区

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、博文会及び都民ファーストの会より愛後援会から

訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基

づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成三十年東京都選

挙管理委員会告示第百二十三号)の一部を次のように訂

正する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中「東京都医師政治連盟」を「東京都医師政治連盟板橋区支部」に、「千代田区」を「板橋区」に改める。

都民ファーストの会より愛後援会の部3本年収入の内訳

の項中

「個人からの寄附 2,390,016」を

「個人からの寄附 2,040,016

政治団体からの寄附 350,000」に

改め、5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「乾 愛 2,390,016 大田区 」を

「乾 愛 2,040,016 大田区

(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所

円 在 地) に

東京都医師政治連盟蒲田 200,000 大田区

支部 大田区

東京都医師政治連盟大森 100,000 大田区

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、博文会から訂正の報告があったので、同法第二十

条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨

(令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号)の一

部を次のように訂正する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内

訳の項中「東京都医師政治連盟」を「東京都医師政治連盟板橋区支部」に、「千代田区」を「板橋区」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、博文会から訂正の報告があったので、同法第二十

条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨

(令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の一

部を次のように訂正する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内

訳の項中「東京都医師政治連盟」を「東京都医師政治連盟

板橋区支部」に、「千代田区」を「板橋区」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の

収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定

により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (平成27年分)	
政治団体の名称	社会民主党江東総支部
報告年月日	令和3年10月6日
1 収入総額	円 10,196
前年繰越額	10,196
本年収入額	0
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	10,196
政治団体の収支報告書の要旨 (平成28年分)	
政治団体の名称	社会民主党江東総支部
報告年月日	令和3年10月6日
1 収入総額	円 10,196
前年繰越額	10,196
本年収入額	0
2 支出総額	0
(翌年への繰越額)	10,196

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)。以下

「法」という。第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(平成29年分第8回)

政治団体の名称 社会民主党江東総支部

報告年月日 令和 3年10月 6日

1 収入総額

10,196 円

前年繰越額

10,196

本年収入額

0

2 支出総額

0

(翌年への繰越額)

10,196

●東京都選挙管理委員会告示第百六十九号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成30年分第8回)</p> <p>政治団体の名称 社会民主党江東総支部 報告年月日 令和 3年10月 6日</p> <p>1 収入総額 10,196 円 前年繰越額 10,196 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 10,196</p>			

●東京都選挙管理委員会告示第七十号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第十二条第一項の規定による政治団体の
収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年十一月十六日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(令和 元年分第5回)

政治団体の名称 社会民主党江東総支部

報告年月日 令和 3年10月 6日

1 収入総額

前年繰越額 10,196 円

本年収入額 0

2 支出総額

(翌年への繰越額) 10,196

政治団体の名称 石川さえた後援会

報告年月日 令和 2年 4月 8日

1 収入総額

前年繰越額 750,000 円

本年収入額 0

2 支出総額

(翌年への繰越額) 750,000

3 本年収入の内訳

寄附の総額 500,000

政党匿名分を除く寄附の額 500,000

政治団体からの寄附 500,000

その他の収入 250,000

1件 10万円以上のもの 250,000

前団体からの振りかえ金 250,000

4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)

(寄附者)

(政治団体からの寄附)

(金額) (事務所の所在地)

自由民主党東京都衆議院比例区第三支部 400,000 円 北区

自由民主党東京都北区第二十九支部 100,000 円 北区

公告

優良映画の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次とおり推奨する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四七七 映画 シチリアを PRIMA 青少年を健全に育成する上で有益であるマ王国の物語 征服したクマ王国の物語 A PRO DUCTI ONS、P A T H É、F I L M S、F R A N C E、C I N É M A、I N D I G F I L M

国土調査の成果の認証について

武蔵村山市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者の名称 武蔵村山市

二 調査を行った期間 平成三十年十月から平成三十一年一月まで

三 成果の名称 武蔵村山市(榎二丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 武蔵村山市榎二丁目の一部

五 認証年月日 令和二年九月十七日

国土調査の成果の認証について

日の出町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者の名称 日の出町

二 調査を行った期間 平成三十年七月から同年十一月まで

三 成果の名称 日の出町(大字大久野の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 日の出町大字大久野の一部

五 認証年月日 令和三年二月二日

国土調査の成果の認証について

多摩市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者の名称 多摩市

二 調査を行った期間 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで

三 成果の名称 多摩市(和田の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 多摩市和田の一部

五 認証年月日 令和三年三月十五日

国土調査の成果の認証について

羽村市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池百合子

一 調査を行った者の名称 羽村市

二 調査を行った期間 令和元年七月から同年九月まで

三 成果の名称 羽村市(羽西三丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 羽村市羽西三丁目の一部

五 認証年月日 令和三年三月十五日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

三鷹市牟礼七丁目二千九十二 三鷹市牟礼六丁目十二番二
番一及び二千九十三番一の各 十八号 高橋 光代
一部

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を
聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸
町一丁目街区 開発計画(中地区)に係る環境影響評価書
案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次の
とおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小池 百合子

一日時

令和三年十二月二十四日(金曜日)午後一時三十分開

始

二 場所

東京都庁第二本庁舎一階 二庁ホール

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、
次のことを記載した公述申出書を令和三年十一月三十日
(火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メー
ルにより提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その
他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都
の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都
民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の
氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並
びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

(四) 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担
当 郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲
載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyomeitokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せん
により公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ
いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす
る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携
帯して会場へ入場すること。
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一
時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し
ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四三九(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を
聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸
町一丁目街区 開発計画(南地区)に係る環境影響評価書
案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次の
とおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和三年十二月二十四日(金曜日)午後二時三十分開

始

二 場所

東京都庁第二本庁舎一階 二庁ホール

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を令和三年十一月三十日

(火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メー

ルにより提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その

他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都

の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都

民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の

氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並

びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担

当

郵便番号一六三〇八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲

載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せん

により公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ

いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす

る。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携

帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一

時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し

ない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三(五三三八)三四三九(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があつたので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和三年十一月十六日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ドン・キホーテ吉祥寺駅前店

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目九番一

三 設置者名 株式会社パン・パシフィック・イ

ンターナショナルホールディング

四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号

五 変更前の設置者名 株式会社ドンキホーテホールデイ

ングス

六 変更後の設置者名 株式会社パン・パシフィック・イ

ンターナショナルホールディング

七 変更前の設置者の 安田 隆夫

代表者名

八 変更後の設置者の 吉田 直樹

代表者名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ	八 変更後の設置者の代表者名	吉田 直樹
十 変更前の小売業者の代表者名	安田 隆夫	九 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ
十一 変更後の小売業者の代表者名	吉田 直樹	十 変更前の小売業者の代表者名	安田 隆夫
十二 変更日	令和元年九月二十五日ほか	十一 変更後の小売業者の代表者名	吉田 直樹
十三 届出日	令和三年十月二十二日	十二 変更日	令和元年九月二十五日ほか
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	十三 届出日	令和三年十一月一日
十五 縦覧期間	令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十五 縦覧期間	令和三年十一月十六日から令和四年三月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
一 店舗名	ドン・キホーテ環七方南町店	十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二 店舗所在地	杉並区方南一丁目二十八番三号		
三 設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス		
四 設置者住所	目黒区青葉台二丁目十九番十号		
五 変更前の設置者名	株式会社ドンキホーテホールディングス		
六 変更後の設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス		
七 変更前の設置者の代表者名	大原 孝治		

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一〇一〇(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

